

## 郡山市まちづくり基本指針等策定方針

### 1 次期基本指針等策定について

2018（平成30）年2月に策定した郡山市まちづくり基本指針は、2018（平成30）年度から2025（令和7）年度までの8年間を計画期間として策定している。将来都市構想「みんなの想いや願いを結び、未来（あす）へとつながるまち 郡山～課題解決先進都市 郡山～」を掲げ、少子高齢・人口減少社会の到来や気候変動などを背景に将来的に起こりうる予見可能性の高い課題に対し、今できることを考えるバックキャストの手法により取り組んできた。

本市の人口は、2004（平成16）年の339,248人をピークに東日本大震災直後の人口急減からしばらくは回復基調にあったものの、2016（平成28）年度から再び減少傾向となっており、震災の影響を踏まえた将来推計人口として、2040年には285,511人となると予測されている。近年では、出生数の減少に加え、転出超過の状況が続いており、地域経済活動等に与える影響が懸念されている。

こうした状況の中、本市においては、将来的にも福島県の中核都市として地域の発展に貢献することが本市の使命であると考えており、本市の地域特性や市民ニーズを踏まえ、将来にわたり持続可能な市政運営をしていくために、長期的視点に立った総合的かつ計画的なまちづくりの指針として新たな基本指針等を策定することとした。

### 2 指針策定の基本的な考え方

#### （1）市民参画による指針策定

郡山市協働のまちづくり推進条例（平成22年条例第28号）に基づき、多様な市民参加の機会を設け、共に考え、協力し、市民協働による指針策定を行う。

ア 指針策定に当たり、幅広い年代の市民、関係団体等の参画に努める。

イ まちづくり市民会議を設置し、市民の意見を指針に反映するためのワークショップを開催するほか、関係団体等からの意見聴取等を行う。

ウ 指針の策定過程について、市の広報やホームページを通じ市民への情報公開がなされるよう配慮する。

#### （2）実効性のある指針

人口減少・少子高齢化の影響を踏まえた将来の人口動向等を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した指針づくりを行う。基本指針に基づいて行政を運営する体制を整備し、行政評価等による事務事業の見直しを経て、予算編成に至る行政システムを効果的に連動させ、行政経営全体としての生産性を向上させることにより、実現可能な指針として運用する。なお、指針は、社会情勢の変化に応じて見直しできるものとする。

#### （3）2階層構造の計画体系でわかりやすい指針

現行の基本指針は、第一階層【公共計画】と第二階層【行政計画】の2階層で構成したが、引き続きまちづくりにおける基本的な姿勢とその実現に向けて取り組む施策を一体的に示すため、次期基本指針においても2階層構造を採用する。

(4) 時代の変化に柔軟に対応する指針

社会状況などの変化を捉え、その時々で最も有効な手段となる事業を構築し施策展開できるようにするため、第二階層【行政計画】は毎年のローリングにより見直しできるものとする。

(5) 指針の重点を明確にするため重点プロジェクトの掲載

指針の重点を明確にするため、市政にとって特に重要であり、優先的に取り組むべき事項を郡山市版総合戦略に位置付ける。郡山市版総合戦略は、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ策定し、KGI（重要目標達成指標）を掲載する。

(6) 複雑化かつ多様化する地域課題に対応した総合的な指針

複雑化かつ多様化する地域課題の解決にあたり、行財政運営を総合的に推進できるよう、特定の分野に関する各個別計画を第一階層【公共計画】の政策分野に位置づけ、施策体系や達成目標との整合を図る。各個別計画は基本指針を踏まえ策定するものとし、必要に応じて計画内容を検証し、見直しできるものとする。

### 3 指針の名称

新指針の名称は、「(仮称) 郡山市まちづくり基本指針」とし、現郡山市まちづくり基本指針(あすまちこおりやま)及び現郡山市人口ビジョン・総合戦略(2020改訂版)の次期計画として位置づける。

### 4 市民等の意見の反映

現基本指針策定以降の新たな課題や国の政策、社会経済情勢の変化などを反映するとともに、まちづくり市民会議、郡山市総合計画審議会等により市民等の意見を基本指針に反映する。

### 5 指針の期間

(1) 第一階層(公共計画)

2026(令和8)年度から2033(令和15)年度の8年間とする。

(2) 第二階層(行政計画)

前期及び後期の計画とする。

ア 前期行政計画は、公共計画の計画期間において中間目標を設定するため、計画期間を4年間(目標年次を2029(令和11)年度)とする。

イ 後期行政計画は、2030(令和12)年度から2033(令和15)年度までの4年間を計画期間とする。



- ・現状、課題
- ・重視する視点（SDGs等）
- ・人口ビジョンほか

(2) 行政計画（実施計画）

行政計画（実施計画）は、公共計画（将来都市構想）に掲げる政策分野ごとに示した重点的な施策について、取り組む施策の基本的な方向性や目標値、重点事業を掲げて示す。

○行政計画（実施計画）の全体構成

- ・公共計画（将来都市構想）に掲げる政策、施策、目指す姿
- ・現状、課題
- ・重視する視点（SDGs等）
- ・KGI、重点プロジェクト（総合戦略）
- ・KPI、個別事業
- ・関連する個別計画ほか

7 基本指針の策定体制

基本指針の策定にあたっては、市の内部組織により検討を進めるとともに、基本指針（案）について郡山市総合計画審議会に諮る。また、市民会議をはじめとした市民参画による基本指針策定を行う。

(1) 庁内体制

ア 郡山市まちづくり基本指針策定委員会

副市長、教育長、上下水道事業管理者及び各部長により構成し、基本指針の策定に向け審議及び調整を行う。

イ 郡山市まちづくり基本指針検討委員会

策定委員会の下部組織として、関係課長等により構成し、分野別の検討を行う。

(2) 審議体制

ア 郡山市総合計画審議会

郡山市総合計画審議会条例（昭和52年条例第33号）に基づき、市長の諮問に応じて計画を審議し、答申する。

イ 郡山市議会

策定段階において必要に応じて議会への説明等の機会を設ける。

(3) 市民参画

ア 市民意識調査

市民目線による市の現状と課題等を把握するために、18歳以上の全市民を対象に、無作為抽出による市民意識調査（意向調査）を実施する。

イ 若者からの意見聴取

将来の郡山市を担う、高校、大学等に通う若者の意見を把握するため、若者を対象としたまちづくりに関するインターネットによる意識調査等（必要に応じ会議形式での開催も検討）を実施する。

#### ウ 市民会議

基本指針の策定段階から市民が参画し、まちづくりについて主体的に検討していくため、市民会議を設置する。

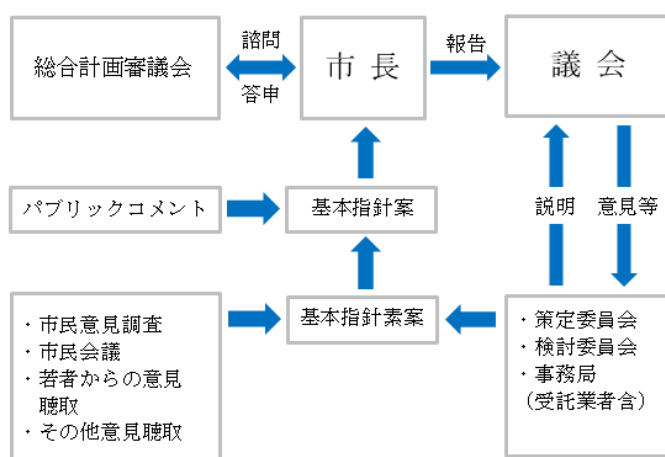
#### エ パブリックコメント

公共計画（将来都市構想）（案）及び行政計画（実施計画）（案）を市民に公表し、広く意見を求め、市民等から提出された意見を考慮して基本指針策定を行う。

#### オ その他意見聴取

市の広報やホームページ等を活用して、市民に対し基本指針の策定状況を情報公開するとともに、必要に応じて懇談会等を実施するなど、様々な機会を捉えて市民からの意見を広く聴取する。

体制図



## 8 基本指針の決定

### (1) 公共計画（将来都市構想）の策定

郡山市総合計画審議会に諮問し、その答申に基づきパブリックコメントを経て決定する。

### (2) 行政計画（実施計画）の策定

市長決裁により決定し、市議会に報告する。

### (3) 後期行政計画（実施計画）策定時の重点事業評価指標等の見直し

後期行政計画（実施計画）の策定時において、政策及び施策の基本的な方向性の変更がない指標等の目標値の修正については、市長決裁にて決定する。

9 基本指針策定スケジュール（案）

(1) 基本指針策定期間

公共計画（将来都市構想）及び行政計画（実施計画）については、令和8年3月に策定を行う。

(2) 策定スケジュール

概ね次のとおりとする。

スケジュール（案）

	2023 (R6)			2024 (R7)								2025 (R8)								2026 (R9)												
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5				
計画策定	策定方針等	策定方針																														
	公共計画 （将来都市構想）																															
	人口ビジョン																															
	行政計画 （実施計画）																															
	総合戦略																															
市民参画	市民意識調査				市民意見 レター																											
	若者からの意見聴取																															
	市民会議				抽出 通知	回答	決定																									
	パブリックコメント等																															
	その他意見聴取 （必要に応じ、地区別 懇談会・関係団体との 意見交換等）																															
審議等	総合計画審議会																															
	議会																															

臨時説明

→ 新まちづくり基本指針スタート